

## 緊急事態宣言解除後の本市の取り組みについて

本部長

政府におけるすべての都道府県の緊急事態宣言の解除および基本的対処方針の変更、これらに伴う宮城県における協力要請を受け、本市においても7月31日までの期間、県による以下の要請の周知等に取り組む。

## 1 外出について

- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知
- ・5月31日までは、不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるよう依頼し、また、その他の府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼
- ・6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するよう依頼
- ・観光事業者には、6月18日までは、県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組むよう依頼
- ・これまでクラスターが発生しているような施設等に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかけ

## 2 職場における取組について

- ・事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼

## 3 催物（イベント等）開催について

- ・「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられるよう要請
- ・各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請
- ・催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による感染防止

のための行動要請等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）、接触確認アプリの活用等について、主催者に依頼

#### 4 施設における感染防止対策の徹底の要請

- ・これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼
- ・事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼
- ・施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）や、接触確認アプリの活用等について、主催者に周知